

エクステリア技能者能力評価基準

令和2年3月27日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、エクステリア技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

公益社団法人 日本エクステリア建設業協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、エクステリア技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、エクステリア技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③エクステリア技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技術を有するエクステリア技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出す

ことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、エクステリア工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の

- ・大分類「その他（施工）」（52）小分類「エクステリア工（外構工）」（10）
- ・大分類「建築ブロック工」（48）小分類「建築ブロック工」（01）
- ・大分類「ブロック工」（08）小分類「ブロック工」（01）
- ・大分類「とび・土工」（06）小分類「土止め工」（07）
- ・大分類「石工」（07）小分類「石工」（01）

とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「エクステリア技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は

以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

エクステリアについての基礎知識を有するとともに、エクステリア工事に使用する道具や機材の安全な使用方法を身に付け、指示を受けながら現場のあらゆる下仕事をするによりエクステリアの仕事が総合的な作業であることを学び、技能の基本を習得する。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

エクステリアの作業を責任もって担当することができる。作業手順に沿って様々なエクステリア作業を正確に行えるようになり、エクステリア工事全体を意識した仕事ができるようになる。

レベル3：職長として現場に従事できるエクステリア技能者

職長として現場に従事し、他の技能者に配慮しながら、多岐にわたるエクステリア工事の指示をするなど、作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。プロフェッショナルとして評価される。

レベル4：高度なマネジメント能力を有するエクステリア技能者(登録エクステリア基幹技能者等)で、全体工程の把握・管理を行い、元請事業者や他職種との調整を行うことができる。熟練技能者として現場作業における技術上のリーダーとなる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職種のうち

- ・大分類「その他（施工）」小分類「エクステリア工（外構工）」
- ・大分類「建築ブロック工」小分類「建築ブロック工」
- ・大分類「ブロック工」小分類「ブロック工」
- ・大分類「とび・土工」小分類「土止め工」
- ・大分類「石工」小分類「石工」

に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は以下のとおりとする。

（1）レベル4の基準

【考え方】

- ・就業日数及び職長としての就業日数については、登録エクステリア基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定する。
- ・保有資格については、登録エクステリア基幹技能者のほか、優秀施工者国土交通大臣顕彰の受賞を設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録エクステリア基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

- ・就業日数については、1級ブロック建築技能士の受検要件を踏まえ設定する。
- ・保有資格及び職長・班長としての就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル3の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること

ア) 職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）に加え、以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・1級土木施工管理技士
- ・1級造園施工管理技士
- ・1級ブロック建築技能士
- ・1級石材施工技能士

- ・ 1級造園技能士
 - ・ 1級エクステリアプランナー
- イ) (3)の②に定める資格(レベル2の基準となっている資格)を保有していること。

③職長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

- ・ 保有資格及び就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日(3年)以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格・講習のいずれかを保有していること。

- ・ 2級土木施工管理技士
- ・ 2級造園施工管理技士
- ・ 2級ブロック建築技能士
- ・ 2級石材施工技能士
- ・ 2級造園技能士
- ・ 2級エクステリアプランナー
- ・ 建築コンクリートブロック工事士

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、エクステリア技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

エクステリア技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録エクステリア基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものとする。

【別表】 レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> ●登録エクステリア基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,075日(7年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> ●1級土木施工管理技士 ●1級造園施工管理技士 ●1級ブロック建築技能士 ●1級石材施工技能士 ●1級造園技能士 ●1級エクステリアプランナー ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> ●2級土木施工管理技士 ●2級造園施工管理技士 ●2級ブロック建築技能士 ●2級石材施工技能士 ●2級造園技能士 ●2級エクステリアプランナー ●建築コンクリートブロック工事士 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可